

人権教育におけるカリキュラム・マネジメント ～全職員で取り組む校内体制づくりに向けて～

塚本 讓二（宮崎県立都城西高等学校）

1 はじめに

本校は昭和 37 年に開校し、平成 24 年に 50 周年記念式典を実施している。開校当初は普通科と家政科が設置され、最大で 10 ホームルームに達した時代もあったが、近年は家政科を廃止して、普通科のなかに文科コースを設置し、のちに普通科と外国語科のふたつの学科で新たなスタートを切った。都城市にある県立の普通科高校として、前身が旧制中学校で、創立 120 年周年を控えたもうひとつの高校には、普通科に加えて理数科が設置されている。さらに、その理数科へのエスカレーター式の進学が保障されている県立附属中学校も設置されるとなると、流行の中高一貫教育によって、地域内の求心力が高まったことは言うまでもない。その高校が理数科を中心に実績を挙げていくなかで、本校の外国語科は低迷する一時期もあった。そこで、外国語科をフロンティア科に改め、今日、普通科 5 ホームルーム、フロンティア科 1 ホームルームの規模で仕切り直しを行ったところである。現在は、職員の尽力により、フロンティア科を中心に難関大学への合格の可能性をもつ人材も数多く集まっている。

最も大きな転機は、都城市のこの 2 校による総合選抜が平成 15 年から廃止されたことであった。地域内の伝統校と後続校の 2 校となると、流れは一方的なものとなり、大学の合格者数で見ると、両校は常に鎬を削っていたが、現在の数字を比較すると、厳しい面もある。また、難関大学への進学は、本校に県外受検の手続きができる、隣接する鹿児島県からの中学生と、フロンティア科に支えられている実態も一部にある。

2 本校の現状と課題

4 月に赴任し、中学校を訪問した際、何人か学校の校長から「都城西高校は面倒見がよい」ということばをもらった。しかし、校長のこの実感は、中学校までの学校生活に課題が多かった生徒の進学者が本校に増えていることを示唆していると思われる。しかし、教育上特別な配慮を必要とする生徒の進学先として、これからの普通科高校は重要な役割を担う学校になると考えている。表 1 の調査結果をみると、発達障がい等困難のある生徒の中学校卒業後の進路先として、全日制と普通科には高い壁がある。我々普通科高校の関係者が壁をつくっているかもしれないという、謙虚に自らを振り返るときが来ている気がする。

表 1 配慮が必要な中学生の進学先の中

課程別		学科別	
全日制	1.8%	普通科	2.0%
定時制	14.1%	専門学科	2.6%
通信制	15.7%	総合学科	3.6%

（平成 21 年 文部科学省）

平成5年度から小中学校で制度化された「通級」による指導が高等学校では、平成30年度から開始される。現在、県教育委員会が研究指定校で実施への準備を行っているが、将来的には本校も考えられる。本校はその使命感を強く受け止める職員集団から成る普通科高校を目指していくことが目指す学校像のひとつである。そのために、アクセシブル・デザインに基づいた授業改善を進めていきたいと考えている。

人権教育においては、校内の人権教育推進委員会と教育相談担当者が中心となり、全教科・全領域をとおして、生徒の自尊感情を高めたうえで、豊かな知力と人権感覚を磨き、差別を許さない実践力のある人間の育成を人権教育の重点指導目標としている。具体的には、ホームルーム活動の中で、学年別を実施する学期1回の人権教育を基本とし、その他にも、新入生面談や教育相談旬間、人権啓発月間、職員研修会、いじめ調査等をとおして、すべての生徒が安心して学校生活を送るとともに、学力の定着や進路目標の達成を保障する教育の実現を目指している。

しかし、それらの根底になければならないことは、配慮を必要とする生徒たちの学ぶ権利を保障することが学校の義務、学校の使命として確立されることだと思われる。さらに、学ぶ権利は学ぶ意欲によって確立するという考え方で、本校はボランティア活動を中心とした体験活動の充実を新たな学校の特色として進めている。

3 校外ボランティアの推進

人権教育の推進の具体化に当たって、土曜日の午後、特別養護老人ホームや障がい者施設、保育園などを訪問し、清掃や介助、対話などのボランティア活動を人権教育の視点から年間13回、実施している。1年次には各種の施設を複数回、経験させ、2・3年次は、生徒の進路志望に応じて、キャリア教育の視点から同じ施設で継続的に活動させている。昨年度は、延べ766人の生徒が主体的に参加してくれた。

この写真は、今年5月のものである。感心した点は、月曜から始まる中間テスト直前の土曜日だという点で、今回は3年生を中心に呼びかけたところ、60人近い生徒が希望してくれた。受験生になり、新しい年度の最初の中間テスト直前の土曜日に参加した3年生の主体性に感銘を受けた。

写真1 校外ボランティア



また、昨年度は鹿児島県曾於市に支部のある「日本を美しくする会」の協力を得て、学校のトイレを清掃するボランティア活動を8月と2月の休業日に企画し、職員も含め、延べ160人の生徒が参加した。2月の活動には卒業式を控えた

写真2 トイレ清掃

3年生も数多く集まった。腰を下ろし、床に膝を付け、便器を素手で磨く。写真2は、男子トイレを男子と女子が一緒に清掃を行っている様子である。逆もまたある。何か、受け入れられない感覚をもつ人は多いと思われる。担当者の話では、そういう感覚を超越することから、この活動は始まるのだそ



うだ。そういう感覚とは「何か、いや」である。日本人は世界でも珍しい、「マイ茶碗」「マイ箸」の国だそうであるが、理由は、家族であっても「自分の茶碗、自分の箸でないと、何か、いや」というものである。これが日本における差別の根幹という話を聞いたことがある。

今年から、この活動を生徒会に企画させる体制づくりを始めている。先日、生徒が月1回実施したいと申し出てきた。清掃のレベルが普通ではないために、考え直させたが、学校と生徒のなかにはそういう空気で満たされていること、また、こういう生徒集団をつくりあげた職員に感謝したいと思った。今後は、ひとりでも多くの生徒が主体的に参加していく雰囲気を高めていきたいと考えている。

これらの活動をとおして、世の中のさまざまな境遇にある人々の生の声を直接聞かせて、交流をもたせることで、差別や偏見など、社会の問題点に対して、その解決に向けた実践的な態度をもつ生徒の育成を目指している。例えば、さきほどのボランティア活動で紹介した障がいのある子どもたちが寄宿舎生活を送る施設は、本校の近くに設置されている。肢体不自由の程度や自宅が遠方にあるための施設だが、実態としては、保護者や家族の様々な事情や理由から、家族と一緒に暮らしていない場合もあると聞く。その存在を知らなかった私は、玄関から入り、建物内の廊下を歩いて運動場まで通され、途中、子どもたちが寝泊まりしている部屋を見ることができた。ランドセルや玩具、絵本、私服などがいくつかの学習机の上に置いてあり、子どもたちはこの空間で集団生活を送っていることを容易に想像することができた。保護者の愛情や家族のぬくもりを十分に受けていないかもしれないことを、部屋の空気から感じ取った。このような現実を知らなかった自分の無知と無関心を恥じ、泣きながら廊下を歩いていたが、その子どもたちと一緒に、運動場で笑って遊ぶ本校の生徒の様子を見て、これ以上はない感銘を受けることになった。

また、トイレ清掃ボランティアをとおして、物を大切に作る心や感謝と感動、謙虚さ、さらに、主体的に社会と他者に貢献する実践を大切に作る心の形成を目指した活動を推進し、人権教育の幅を広げていくことが目標である。

4 人権教育の充実のためのカリキュラム・マネジメント

ボランティア活動等の体験活動をとおして、差別や偏見を解消していくための実践力を身に付けることの大切さは、各種の資料で提言されている。しかし、本来の人権教育、とりわけ、同和問題の解消に向けた同和教育の力強い推進という点では、不十分さが指摘されることは当然だと思われる。

個人的な考えとして、人権教育の拡充とともに、教師の負担軽減を目指している。そのために、カリキュラム・マネジメントの手法を取り入れ、従前のものを見直して、改善と改革を進め、実践していくことが必要である。そのために、まず、「学校要覧」等を用いて、本県や本校の同和教育、人権教育の流れを確認した。まず、宮崎県教育委員会において、昭和 55 年、「宮崎県同和教育基本方針」が策定され、55 年に「同和教育資料」

が作成された。このなかで初めて、「全体構想をもとに、指導計画を整備して展開する」と示されたが、全体構想図の例は掲載されてなかった。ちなみに、本校の学校要覧に「基本方針」が掲載された最初の年は、昭和 61 年で、それも抜粋であった。次に、平成 2 年に作成された本県の「同和教育指導資料」のなかで初めて、全体構想図が紹介された。さらに、そこには「全教育活動をとおして行うことを基本とし」と述べられている。平成 6 年には、「全体構想のもとに、各教科、道徳、特別活動等の指導計画を整備して展開する」という発展的な文になっている。本校ではその 4 年後、平成 10 年度の学校要覧に全体構想図は示された。その後、平成 19 年度までは国や県の動向を受けた取組が伺えたが、平成 22 年度、気になる点を見出した。宮崎県では「盲、ろう、養護学校」が平成 20 年度から「特別支援学校」として校種名が変更になり、県の「基本方針」のなかに用いられていた「盲、ろう、養護学校」が「特別支援学校」に修正されたにもかかわらず、2 年間、本校の学校要覧には従前の基本方針の文言がそのまま掲載されていた。ちなみに、本校は都城さくら聴覚支援学校、都城きりしま支援学校と隣接している学校である。また、人権教育の全体構想も 10 年間、実質的には 20 年間、基本的には同じものであった。完璧であるという見方も可能だが、実態は、PDCA サイクルが機能していないとも考えられる。さらに、平成 18 年 3 月に作成された「宮崎県人権教育基本資料」のなかで、「知識的側面」「価値的・態度的側面」「技能的側面」が示されているが、平成 18 年度の学校要覧には、従前の「常時指導」「関連指導」「具体的指導」のままになっており、修正は 1 年後の平成 19 年度版で行われている。

そもそも、平成 20 年に発表された文部科学省の「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」は一過性のものではないので、人権教育の指導方法等のあり方について、継続して活用していく資料でなければならない。本県においても、この「第三次とりまとめ」やその前の「第二次」「第一次」を受けて、先の「基本資料」が作成されている。しかし、この資料も現時点ではその存在すら忘れられている実態がある。併せて作成された「人権教育指導資料」の活用は皆無かもしれない。まずは、これらの資料の確認と活用が人権教育の基本と考える。今後もこのような国と県、市町村の動きと同時に、全体構想等を常時、確認し、必要な場合は改訂しなければならない。特に人権教育の場合、担当者が従前のものを変えるという判断と決断は難しい面もあり、校長のリーダーシップが必要になる。

また、本校では各教科・領域の教育指導に当たって、人権教育の視点の整理が十分ではない。これは、人権教育が学期 1 回のホームルーム活動のなかで行うもの、という慣習から抜け出せないことを示している。慣習から抜け出せないことが人権教育では最も問題のある事態、と考える。

よって、本校では年間指導計画も整備も十分とは言えない。ここでも、学期 1 回のホームルーム活動が年間指導計画として受け止められているかもしれない。例えば、各教科・領域との関わりとは、年間のどこかの授業で行う従前と同じ指導内容に、人権感覚

の育成を視点に入れた指導を意識的に行うだけのことである。以上の作業を全職員の協働で行うことが理想と思われる。

同和教育はどこで行うのか。これも「第三次とりまとめ」の中で「社会科」「地理歴史科」「公民科」の指導の見直し、改善が行われたが、一過性のものとしてではなく、毎年のように確認する必要があるものである。また、高校の「地理歴史科」「公民科」の指導者も小・中学校「社会科」のなかで、部落差別に関して、どのような指導が行われているかを正確に確認しなければならない。自己開始、自己完結では問題がある。同和教育を実施するうえで、高校の指導者は、小学校の「社会科」と中学校の「社会科・歴史編、公民編」を常備しておくことが大切となる。小学校と中学校、特別支援学校の指導者も同様と思われる。現状は、基本的で重要なものの活用が十分と言えないかもしれない。その改善から始め、教育課程では全校生徒が履修する例が多い公民科の「現代社会」や、選択科目になるものの、公民科の「政治・経済」や地歴科の「日本史 A・B」に組み合わせで、ほぼ全員の生徒が専門的な部落差別について学習することになる。この充実が重要だと思われる。さらに、次期学習指導要領においては、「歴史総合」や「公共」の新科目の設置により、部落差別の学習をすべての高等学校の生徒が受ける体制が整うはずである。

同和教育の指導を「地歴科」「公民科」のなかで充実させ、ホームルーム活動は、ワークショップ形式で行う人間関係づくりを基本にすることを考えている。県教育委員会が進めている「ピアサポート活動」等を用いたワークショップの運営をとおして、ファシリテーターとしての技能を向上させながら、これから重視される「主体的・対話的で深い学び」の指導につなげていくことが理想と思われる。このように全職員、全教科・全領域で行う人権教育の推進は、ホームルーム担任の負担軽減になると考えられるし、近い将来、間違いなく現実のものとなる、職場の年齢構成に不均衡が生じた場合の対応にもなると思われる。

5 人権上特別な配慮を必要とする新しい教育課題への対応

アクセシブル・デザインに基づいた授業の実践が人権教育の応用や教師の優れた人権感覚にもつながるものと考えたとき、新しい教育課題に対応する際の基本にもなると考える。

生徒の多様化が進むなか、人権上特別な配慮を必要とする生徒への対応の在り方に関する教育課題として、例えば、「性同一性障がい」に係る生徒や「性的マイノリティ」とされる生徒は校内で確認されていないが、学校規模から判断して、秘匿している生徒や自覚に至らず、心身の違和感にひとり苦しんでいる生徒がいることを想定しておく必要がある。

広告代理店の「博報堂」が10万人を対象に調査した結果、表2のように、女性が女性に性的指向をもつ割合が1.7%。男性同士が1.94%。両方の性に対しては1.74%。自己の性別に対する違和感が0.47%というものだったそうである。合計すると5.85%。これは発達障がいの6.5%よりも低い、学習障がいの

表2 性的マイノリティの比率

女性→←女性	1.7%
男性→←男性	1.94%
女性←本人→男性	1.74%
自己の性別に違和感	0.47%

(博報堂LGBT総合研究所調査 2016年)

4.5%、注意欠陥多動性障がい 3.1%、高機能自閉症 1.1%よりも高い割合になる。教育上特別な配慮を必要とする生徒たち以上に、性同一性障がいや性的マイノリティの生徒は、強い差別と偏見の目にさらされる可能性がある。そのためにも教育相談機能としての実効性を目指し、相談しやすい環境を整えておくことが不可欠である。また、学校として対応できる事項を整理して、生徒や保護者に確認させる場を設定することは、学校が新しい人権問題への対応の在り方を社会に啓発することにもつながる。何より大切なことは、我々教職員による性の多様性に肯定的なメッセージやエールを、当該生徒が受け取る機会をつくることであり、性の多様性に否定的な生徒集団の人権感覚を変容させる実践を始める時期にきている。生徒が自ら課題に気づき、人権問題に直面した際に、人権感覚を発揮したり、他者の痛みを自分のこととしてとらえたりするためには、現在、実践しているさまざまな活動を人権教育の視点から意図的に整理し直すとともに、多様な教育活動のなかで人権教育の視点から工夫した指導を段階的に、横断的に、継続的に進めていくことが重要だと思われる。このように、学校やホームルームにおいて、全教科・領域をとおして、全職員がいじめや差別を許さない学校の雰囲気づくりを推進することが新しい教育課題に対応する土台となると考える。

最後に、教師の言語環境の整備に関して、私は教職員による略語の使用を戒めてきた。以前、県教育委員会主催の校長研修会の中で、人権教育担当の指導主事から、「ガイシャ」「ガイジ」のことを教えてもらい、自分の無知も含め、ショックを受けた。若い人たちが「障がい者」「障がい児」を指して、日常の会話のなかで使っているのだそうだ。教師の言語環境の整備については、学習指導要領の総則編で、「言語活動」に関連して規定されている。新しい人権問題や教育課題への対応のために、言語環境の整備という点から、教師も子どもや高校生と同じであってはいけないと職員に言い続けていく意志と、私は何があっても略語を使わないという姿勢が「ガイシャ」「ガイジ」のことを知って以来、さらに強いものとなった。

